

国際課税トピックス

1 グローバル・トレーディングの税務に係る OECD の動向

1980年代後半からその課税問題が顕在化した金融機関におけるグローバル・トレーディング(以下「GT」という。)と移転価格税制の適用について、OECDの「革新的金融取引特別委員会」は、1997年2月14日に、“The Taxation of Global Trading of Financial Instruments: A Discussion Draft”を公表し、1998年3月17日にこの検討試案の改訂版である報告書“*The Taxation of Global Trading of Financial Instruments*”を作成した。なお、米国は、同じく1998年3月にグローバル・ディーリング規則案(§1,482-8)等を公表している。

2 OECD 報告書の特徴

この報告書(改訂版)は、OECDの最終的な見解ではなく、依然として検討案であることを述べていることである。その背景にあるものは、OECD加盟国において、GTに関して、最終的な合意をみていないことを示すものであろう。

このGTの課税が問題となる理由は、国際的に活動する金融活動に関する利益課税のタイミング、所得源泉地国及びその所得金額の算定がこれまでの移転価格決定方法では対処できないことが原因である。この報告書は、移転価格決定方法について、基本三法を遵守して、利益分割法(PS法)は、最後の手段であることを

強調しているが、基本三法の適用は、あくまでもOECDのTPガイドラインとの整合性を意識したものであり、実際上の有効性はないものと思われる。また、有力な市場を自国内に有していない加盟国にとっては、利益分割法の適用は、自国に帰属する所得が少ないとになり、このような利害関係からの見解が背景にあるという見方もできよう。

このOECDの検討対象には、米国がGTのAPAに関して公表したNotice94-40の存在があったことは事実であろう。したがって、OECDの報告書は、納税義務者が自らの申告所得算定のガイドラインとするのか、APA等の事前確認のガイドラインか、あるいは、課税

グローバル・トレーディ

当局が税務調査における指針とするのか、これらのいずれを主たる目的としているのかを検討の際に考慮する必要がある。すなわち、米国のNotice94-40は、あくまでもAPAのためのものであり、申告及び税務調査では使用できるような決定方法ではない。結局のところ、GTの所得については、統合された取引を対象とすることから、PS法を使用することになろうが、米国のNoticeに示されたように、価値要素、リスク要素、活動要素の3要素に基づいて分割することは、申告及び税務調査ではできないからである。

Topics of International Taxation

GTは、対顧客販売から生じる利益とトレイディングの利益から構成されるが、これらの利益が粗利であるのか営業利益であるのかについて、この報告書は、結論を出していない。すなわち、利益分割を行う場合、営業利益を使用すると、全体の利益が損失であるときには、個々の拠点が損失になることもあり、粗利の分割であれば、個々の拠点は、分割された粗利から経費を控除して損益を計算することができる利点を有している。また、全体の営業利益は、統合した取引の成果を最も適切に示すものであるから、他が利益であるときに、損失となる拠点があることは適切ではないという意見も出されている。

ングと OECD 報告書

この報告書は、移転価格決定方法としては、基本三法と PS 法が検討され、PS 法は、最後の手段と位置付けられている。PS 法は残余分析法 (residual analysis) と貢献度法 (contribution analysis) の 2 つが検討されている。なお、OECD の TP ガイドラインにおいて提唱された取引単位営業利益法 (TNMM) については、比較可能性の点で問題があることから使用することに無理があるとしている。さらに、的確な調整が行われることを条件として独立企業間範囲使用の可能性を示唆している。そして、当該報告書では、TP ガイドラインと同様に、

世界的フォーミュラ方式による配分は受け入れられないとしている。

また、検討案の一部が改訂版では改正された箇所であるが、PS 法の適用について、基本的に、GT に関するマーケッターとトレーダー等の給与が相対的貢献度を示す指標となるが、欠損の生じた企業及び給与の地域間格差という問題点があることを指摘している。なお、リスクを配分要素とすることについては、賛否両論が併記されている。

この GT に係る移転価格は、APA 等の事前確認により決定することが最も合理的であるようと思われるが、その場合、価値要素は、トレーダー等の給与の額で算定するとしても、リスク要素と活動要素の金額算定と各要素のウエイトをどのように配分するのかは今後さらに検討することを要する項目といえよう。

日本大学教授

矢内一好